

保護樹の指定について

登別市景観とみどりの条例（平成28年条例第1号）第25条第1項の規定により、次のとおり保護樹を指定しました。

1 指定内容

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 名 称 | 湯守りの桂 |
| (2) 指 定 番 号 | 樹-001 |
| (3) 指定の年月日 | 平成30年8月20日 |
| (4) 位置又は区域 | 登別市登別温泉町154番地4 |

2 主な評価のポイント

平成30年7月31日開催の登別市景観・みどり審議会において、主に次の点で評価を受け、指定について答申を得ました。

- (1) 在来種であり、誰もが知っている樹種である。
- (2) 周辺まで立ち寄ることができる。
- (3) 四季を通していろいろな表情を見せる。（葉の色の変化など）
- (4) 他方からみて阻害要因となるものではない。（枝や根の越境など）
- (5) 今後、長期に亘り保護、保全を行い、次代へ継承していく必要がある。

【主な意見】

- ・日本の固有種である。
- ・立ち入りは可能であるが、アクセスを促す仕組みが必要。
- ・あまり知られていないと思うので、当該樹木のPRが必要。
- ・秋には葉が甘く香り、周囲にその香りを漂わし、春の芽吹きは赤くてひときわ美しい。
- ・周辺樹木の剪定が必要では。
- ・周辺の木々に囲まれ、堂々とした本来の姿が少し見えづらい。
- ・当該樹木の手入れも必要。
- ・景観として見ると周りの木々との折り合いをどう付けて、見やすく価値のあるものとしていくか。
- ・当該樹木への保護柵の設置など、保護・保全をどうしていくのが課題。
- ・民有地+観光資源としての活用が求められる。